

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 14 日

亀山市長 櫻井 義之

1. 協議の場を設けた区域の範囲

亀山市（全域：両尾町平尾・小川町今里集落を除く）

2. 協議結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 5 日

3. 当該地区における今後の地域の中心となる経営体

○経営体数 法人 7 経営体

個人 58 経営体

集落営農（任意組織）0 経営体

4. 担い手は十分にいますか

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する。

6. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間機構に貸し付ける。